

# 議会改革推進会議における取り組み



平成28年3月

沖 縄 県 議 会

(はじめに)

議会改革推進会議は、沖縄県議会基本条例（以下「基本条例」という。）第22条第2項に基づき、継続的な議会改革を目的として平成24年に設置された。今回、これまで行った議会改革の取り組みを報告するものである。

○これまでの協議状況（平成24年度～平成27年度）

区分	協議事項	検討内容等	議長への報告 (年月日)
監視機能等の充実	執行部の議員への説明資料の充実と質問への円滑な対応の実施 〔条例第17条〕	①議案に係る必要資料の確保 ②議員の資料請求に対する誠実な対応 ③陳情処理方針の3日前配布（陳情の受付期限等の見直し）	報告済み (H25.9.10)
	政策立案の向上 (議員提案による条例制定の強化) 〔条例第19条〕	①議会事務局の政務体制の整備（職員の専門化及び調査機能の強化）	報告済み (H26.1.21)
	議会事務局体制の拡充 (政策立案・調査機能の向上等) 〔条例第25条〕	①法務・調査スタッフの確保など議会サポート体制の拡充 ②専門職として議会事務局職員の採用	報告済み (H26.1.21)
開かれた議会	ホームページの充実 〔条例第12条1項、3項、第13条1項〕	①委員会記録の公表 ②委員会審査のインターネット中継	報告済み (H25.2.7)
	情報公開の拡充・強化 (わかりやすい議会、透明性の高い議会、信頼される議会の構築) 〔条例第12条1項、3項、第13条1項〕	①会議等の原則公開 ②委員会審査の様態を県民に公開（インターネット中継） 《再掲》 ③委員会記録の公表《再掲》	報告済み (H25.2.7)
	委員会審査のインターネット配信 〔条例第12条1項、3項、第13条1項〕	①委員会審査のインターネット中継《再掲》	報告済み (H25.2.7)
	議員の賛否の公表 〔条例第12条1項、第13条1項〕	①議案等に対する議員の賛否の公表	報告済み (H25.2.7)
	傍聴制度の充実 〔条例第12条2項〕	①各委員会傍聴の自由公開	報告済み (H25.2.7)
	市町村自治体との連携強化	①意見交換、研修会等の実施の検討	報告済み (H27.12.11)
適切かつ効果的な議会運営	質問方法等の見直し（代表質問、一般質問及び委員会） 〔条例第8条〕	①与野党議案説明会の一本化 ②議員の質問権の確保 ③代表質問は2名会派から ④一問一答方式の見直し（一般質問の最初から） ⑤本会議場への議員が資料等を示す部分の設置 ⑥委員会の所管事務についてはいつでも質問できるようにする。 ⑦委員会での質問を1回に限定しない。 ⑧委員会における委員の会派内での交代	報告済み (H25.9.10) (H26.1.21) ③ (H27.6.16)
	委員会審査（調査機能）の強化 〔条例第19条〕	①議案・請願等審査だけでなく調査機能を強化し、本来の委員会機能の充実 ②陳情処理方針の3日前配布（陳情の受付期限等の見直し） 《再掲》	報告済み (H26.3.26)
その他	使い勝手のいい政務活動費 〔条例第6条〕	①条例等改正の検討 ☆地方自治法改正（H24.9.5公布・公布後6月以内施行）	報告済み (H26.1.21) (H26.3.26)
	議員定数の適正化、選挙区の分割化 〔条例第23条〕	①議員定数・選挙区見直しの検討	報告済み (H27.6.16)

※ 上記表における〔条例〕とは沖縄県議会基本条例（平成24年条例第50号）をいう。

# 1 監視機能の充実

## (1) 執行部の議員への説明資料の充実と質問への円滑な対応の実施（基本条例第 17 条関係）

### ① 議案に係る必要資料の確保

→平成 25 年 9 月定例会から、開会日の一週間前に開催される議会運営委員会資料を、議案に係る資料として議事課から全議員へ配布する。

### ② 議員の資料請求に対する誠実な対応

→ア. 平成 25 年度から、委員会において、部長等の説明読み上げ資料を議員へ配付する。

イ. 審議が深まるように、与野党議案説明会用の「議案説明資料」を原則、委員会単位で再編して配布する。

ウ. 予算特別委員会や決算特別委員会に係る部局間の書式を統一する。

### ③ 陳情処理方針の 3 日前配布

→執行部と調整の結果、現行どおり前日の配布となった。

## (2) 政策立案の向上（基本条例第 19 条関係）

### ① 議会事務局の政務体制の整備（職員の専門化及び調査機能の強化）

→平成 26 年度から、法制広報班の体制を、これまでの 4 名（主幹 1 名、主査 2 名、主任 1 名）から 5 名（主幹 2 名、主査 2 名、主任 1 名）へ増員した。

## (3) 議会事務局体制の拡充（基本条例第 25 条関係）

### ① 法務・調査スタッフの確保など議会サポート体制の拡充

→平成 27 年度から、議会事務局職員 1 名を衆議院法制局へ派遣研修

### ② 専門職として議会事務局職員の採用

→平成 27 年度において、新規に議会事務局職員 1 名を採用

## 2 開かれた議会

(1) ホームページの充実（基本条例第12条第1項、第3項、第13条第1項関係）

### ① 委員会記録の公表

→平成24年2月定例会から、議会ホームページにおいて委員会記録を公表  
HPアドレス（<http://www.pref.okinawa.jp/site/gikai/3789.html>）



### ② 委員会審査のインターネット中継

→平成25年9月定例会から、議会ホームページにおいて各委員会の審査状況を配信

HPアドレス（<http://www.discussvision.net/okinawaken/2.html>）

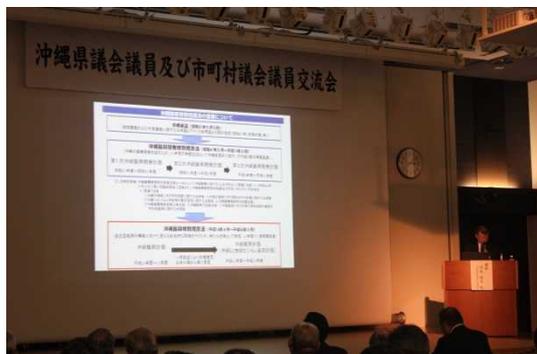


※ H25 年度予算 1,260 千円、H26 年度予算 2,892 千円、H27 年度予算 2,892 千円



## (5) 市町村自治体との連携強化

→平成 28 年 2 月 15 日（月）に「沖縄県議会議員及び市町村議会議員交流会」を実施し、「沖縄振興一括交付金（ソフト交付金）について」をテーマに、内閣府の岡本参事官を講師に迎え講演会を行った。また、当該テーマで県議会議員と市町村議会議員のパネルディスカッションを実施した。



講演会



パネルディスカッション

※ 参加議員数、県 39 名、市 18 名、町村 56 名 計 113 名

## 3 適切かつ効果的な議会運営

### (1) 質問方法の見直し（代表質問、一般質問及び委員会）（基本条例第 8 条関係）

#### ① 与野党議案説明会の一本化

→平成 25 年 11 月定例会から、与野党議案説明会の一本化を実施した。

#### ② 代表質問は 2 名会派から

→意見が一致しなかったため、現行どおりの 4 人以上を有する会派が代表質問を行うとの取り扱いとなった。

#### ③ 議員の質問権の確保

#### ④ 一問一答方式の見直し（一般質問の最初から）

→平成 26 年 6 月定例会から、一般質問の最初から一問一答方式を導入した。

※平成 25 年 11 月定例会及び平成 26 年 2 月定例会において試行実施した。

#### ⑤ 本会議場への議員が資料等を示す部分の設置

→議長の議事整理権に基づき、事前に議長の許可を取ることで、質問の際に、説明に用いるパネルを置くことができる台等を質問席に設置できるよう対応

#### ⑥ 委員会の所管事務についてはいつでも質問できるようにする。

→現行制度でも、所管事務調査を審査日程に議題として加え、質疑することが可能なため、現行どおりの取り扱いとなった。

#### ⑦ 委員会での質問は 1 回に限定しない。

→委員会において多数案件がある場合は、審議に支障が出るため、現行どおりの質

間は1回という取り扱いとなった。

⑧ 委員会における委員の会派内での交代

→委員の交代による効果が見出せないため、現行どおりの取り扱いとなった。

(2) 委員会審査（調査機能）の強化（基本条例第19条関係）

① 議案・請願等審査だけではなく調査機能を強化し、本来の委員会機能の充実

→現状でも十分調査ができるため、現行どおりの取り扱いとなった。

## 4 その他

(1) 使い勝手のいい政務活動費（基本条例第6条関係）

自家用車を使用した場合の燃料代の算出方法

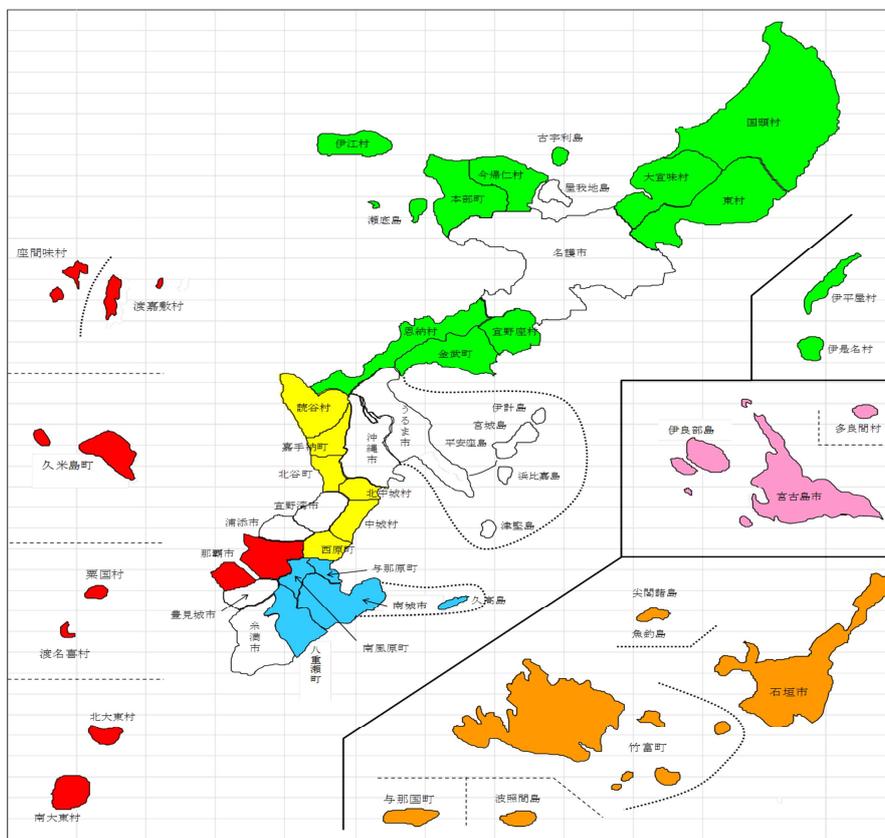
→議員の自家用車利用に係る燃料費について、政務活動費の対象割合を活動実態に即して、「4分の1」から「2分の1」へ引き上げた。

(2) 議員定数の適正化、選挙区の分割化（基本条例第23条関係）

→「那覇市選挙区」、「南城市選挙区」、「島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く）選挙区」の3選挙区を次のように再編した。

島尻郡選挙区の南部離島7町村と那覇市選挙区を合区し、「那覇市・南部離島選挙区」とした。島尻郡選挙区の与那原町、南風原町、八重瀬町と南城市選挙区を合区し、「島尻・南城市選挙区」とした。

施行は平成27年7月、平成28年の沖縄県議会議員選挙より実施



## 5 協議未了

### (1) 出前議会や議会報告会の実施

自治体の課題の把握や議案の争点を住民にわかりやすく提示し、あわせて住民の声・意見を聞く機会の検討

### (2) 議決事件の拡大（議決条例の制定）

県の基本計画（総合計画、長期計画）等、災害協定、憲章や宣言など議決事件の追加の検討

### (3) 陳情者の発言権の確保

請願・陳情者に対して、発言・説明を求める仕組みの検討

### (4) 海外視察の見直し

4年に1度実施されている常任委員会の海外視察の見直し

### (5) 通年議会の採用

議会の会期の見直しの検討

### (6) 議員間討議

議員相互の議論を行い、その上で議会の意思を決定していくような議会運営のシステムの導入検討

## 6 所管替え

予算・決算特別委員会における審査の充実・強化（予算・決算特別委員会の審査方式の見直し）

→議会運営委員会へ協議の所管替え

### 【実施状況】

- (1) 決算特別委員会においては、決算議案の常任委員会への調査依頼方式を平成 25 年 10 月の試行実施を経て、平成 26 年 10 月より導入
- (2) 予算特別委員会においては、予算議案の常任委員会の調査依頼方式を平成 26 年 2 月定例会、平成 27 年 2 月定例会及び平成 28 年 2 月定例会で試行実施

## 議会改革推進会議運営要綱

平成 24 年 7 月 18 日議長決裁

### (趣旨)

**第 1 条** 本要綱は、沖縄県議会基本条例第 22 条第 2 項の規定に基づき設置する議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

**第 2 条** 推進会議は、議長を除く各会派から推選された議員及び会派に所属しない議員をもって構成する。

### (委員長及び副委員長)

**第 3 条** 推進会議に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によってこれを選任する。  
2 委員長は、推進会議を主宰する。  
3 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を行う。

### (会議)

**第 4 条** 推進会議は、委員長が招集する。  
2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。  
3 委員が都合により出席できないときは、委員長の許可を得て、その所属する会派からの代理人（委員外議員）の出席を認めるものとする。

### (協議事項)

**第 5 条** 推進会議は、議長の諮問により次の事項を協議する。  
(1) 議会改革の推進に関する検討事項の仕分けに関すること。  
(2) 都道府県議会制度の調査、研究及び改革に関すること。  
(3) その他議会改革の推進に必要な事項に関すること。

### (報告等)

**第 6 条** 推進会議における協議が終了した事項については、委員長がその結果を議長に報告するものとする。  
2 議長は、推進会議からの報告を受けた場合は、速やかに各派代表者会または議会運営委員会にその内容を報告するものとする。  
3 推進会議は、必要に応じ、議長に対して意見を述べることができる。

### (補則)

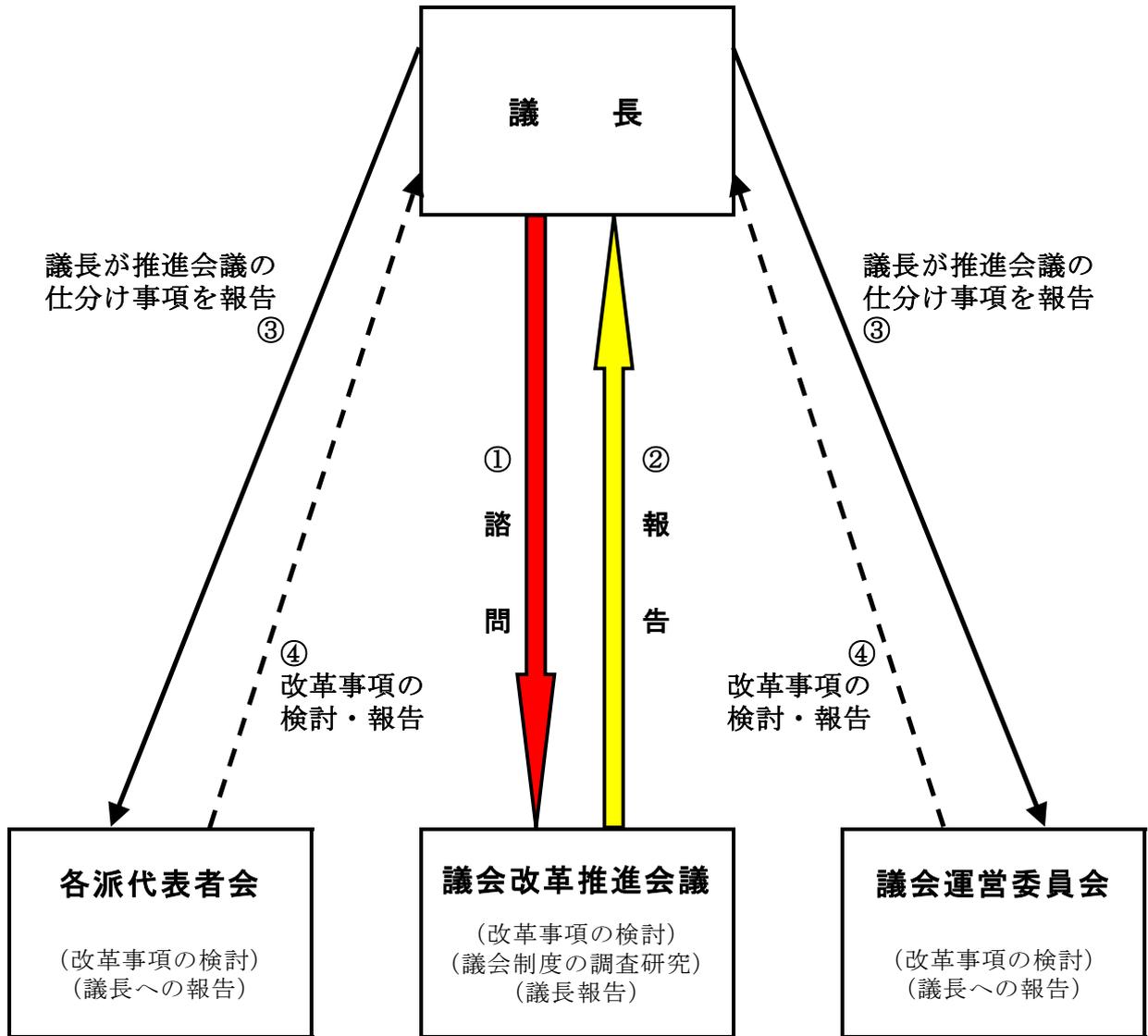
**第 7 条** この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 18 日から施行する。

# 議会改革推進会議の位置づけについて

○議会改革推進会議は、議長の諮問機関として設置する。



## ◎議会改革推進会議の設置概要

### 1 当初の委員構成 10人

- (1) 各会派から推選された議員及び会派に所属しない議員  
自民党 2、社民・護憲 1、県民ネット 1、共産党 1  
公明県民無所属 1、改革の会 1、社大党 1  
無所属議員 2 (嶺井光議員、新垣安弘議員)

### 2 協議事項

- (1) 検討事項の仕分け (各派代表者会、議会運営委員会、議会改革推進会議、委員会、事務局及びその他の組織への仕分け) に関する事。
- (2) 都道府県議会制度の調査、研究及び改革に関する事。
- (3) 議会制度の推進に必要な事項に関する事。

# 議会改革推進会議委員名簿

平成28年3月1日現在

No.	氏名	所属会派	備考
1	島袋 大	自由民主党	副委員長
2	座喜味 一幸	自由民主党	
3	照屋 大河	社民・護憲ネット	
4	玉城 義和	県民ネット	委員長
5	上原 章	公明党・県民会議無所属	
6	玉城 ノブ子	日本共産党	
7	當間 盛夫	維新の会	
8	比嘉 京子	沖縄社会大衆党	
9	具志堅 徹	無所属	
10	呉屋 宏	無所属	
11	新垣 安弘	無所属	
12	嶺井 光	無所属	

(参考)

## 沖縄県議会基本条例（抜粋）

(政務調査費)

第6条 会派及び議員は、調査研究に資するため、政務調査費の交付を受けるものとする。

2 政務調査費については、用途を公開し、透明性を確保しなければならない。

(質問等の充実)

第8条 議員は、会議等において、質問又は質疑（以下「質問等」という。）を行うに当たっては、第3条に規定する議員の責務を自覚し、その内容の充実に努めるものとする。

2 議員は、前項の質問等を行うに当たっては、論点を明確にし、県民にわかりやすくするよう努めるものとする。

3 議員は、前項の目的を達成するため、本会議において質問等を行うに当たっては、一問一答方式その他効果的な方法により行うことができるものとする。

(会議等の公開等)

第12条 議会は、議会の意思決定過程を県民に対して明らかにするため、会議等を原則として公開するとともに、議員の議案等に対する賛否を速やかに公表するものとする。

2 議会は、県民が会議等を傍聴しやすい環境を整備するとともに、傍聴人に対して関係資料の配付等を行うことにより、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。

3 議会は、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）の定めるところにより公文書の開示等を行うほか、会議等の記録を広く県民が閲覧できるようにするなど、議会活動に関する情報の公開及び提供に努めるものとする。

(広報及び広聴)

第13条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、多様な広報媒体の活用を図るほか、必要に応じて、報告会を開催する等の方法により、積極的な広報及び広聴に努めるものとする。

(資料の提出等の要求)

第17条 議会は、議案等の審議等の充実を図るため、必要に応じ、知事等に対し、当該審議等に関係する事項について、資料の提出及び説明を求めることができる。

(議会の機能強化)

第19条 議会は、知事等の事務の執行に係る監視及び評価並びに政策立案及び提言に関する機能について、会議等における審議等の充実を図ること等により、その強

化に努めるものとする。

（議会改革の推進）

第 22 条 議会は、地方分権の時代にふさわしい役割を担うため、自らの改革に不断に取り組むものとする。

2 議会は、継続的な議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を設置するものとする。

（議員の定数及び選挙区）

第 23 条 議会は、議員の定数及び選挙区について、県民の意思を県政に十分反映することができるよう、適宜、適切な見直しを行うものとする。

（議会事務局）

第 25 条 議会は、議会の政策立案に関する機能の強化及び議会活動の円滑かつ効率的な実施に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局に専門的知識を有する職員を配置するよう努めるとともに、職員の専門性を高めるために研修等必要な措置を講ずるものとする。